

議事録

会議名	令和7年度第1回久留米市子ども・子育て会議 乳幼児期・子育て部会
日時	令和7年11月25日（火）19：00
場所	久留米市本庁舎13階 1303会議室
出席者	麻生委員、今村委員、江崎委員、梶島委員、津村委員、西野委員、早川委員、 村井委員 8名
欠席者	足立委員、関委員 2名
傍聴者	なし
次第	1. 開会 2. 議事 （1）第2期くるめ子どもの笑顔プランの総括について （2）久留米市子どもの貧困対策推進計画の総括について （3）子ども・子育て支援事業計画における乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）の代用計画の策定について 4. その他 5. 閉会
	1 開会 久留米市子ども・子育て会議条例第9条第4項の規定に基づき、会議成立
	2 議事 （1）第2期くるめ子どもの笑顔プランの総括について 〈資料1、2について事務局説明〉 〈質疑応答〉 委員 資料2の5ページ（2）の成果指標について、「子育てしやすいまちと思う人の割合」が計画当初より減少しているが、その要因についてどのように分析しているのか。 事務局 成果指標が5年間で減少した要因については、詳細な分析まではできていない。以前は高齢層の評価が低く、30～40代の子育て世代の評価が高い傾向であったが、現在は逆転している。子育て世代の評価が低下していることが、成果指標の低下につながっているものと考えている。 委員 資料5ページに関連して、東部の田主丸地域や西部の城島地域で評価が低いことについて伺いたい。保育などの子育て支援は充実してきていると感じているが、中心部以外の地域で評価が低いのは、支援策以外の地域特性などが影響しているのではないかと感じる。子育てしづらいと感じる理由が分かれば、今後の対応策につながるのではないかと。

事務局	また、23 ページ③の学童保育事業について、受入れ枠を確保できていない要因は支援員不足だけなのか、それとも施設不足などの理由もあるのか。 地域別の評価が低い要因については、その理由を把握する設問を設けていないため、これ以上の分析はできていない。本会議でも、中心部と周辺部では利用できる施設やサービスに差があり、周辺部では利用しにくい状況があるのではないかと意見があった。地域間の格差のようなものがアンケート結果にも表れている可能性があり、今後はさらに分析できるような調査方法について検討していきたい。 学童保育については、過去には施設不足も課題であったが、現在は学校施設の活用などにより、施設を確保できる余地が出てきている。一方で、支援員不足が深刻化しており、支援員数は 100 名を超えていた時期から現在は 80 名程度まで減少している。そのため、高学年の受入れを取りやめたり、受入れ枠を縮小したりしている校区もあり、現在は支援員不足が大きな課題となっている。
委員	資料 12 ページ④から 13 ページにかけてのスクールカウンセラー活用事業や不登校児童対策事業、小・中学校不登校対応総合推進事業について伺いたい。これらの事業はあまり知られていないように感じる。卒園児や地域の子どもと関わる中で、不登校の子どもが増えていると感じており、国や県との比較も含め、事業内容や利用状況について説明してほしい。
事務局	基本目標 3 は当部会の所管ではないが、把握している範囲で回答する。 スクールソーシャルワーカーは学校教育課に配置され、定期的に学校を訪問し、保護者や児童からの相談に対応している。計画期間中には一部の拠点校への配置も行われ、申込みにより利用できる体制となり、日常生活の状況も含めた支援ができるようになったと聞いている。 スクールカウンセラーについては、各学校を定期的に訪問し、相談対応を行っている。 不登校児童対策事業については、計画期間中に大きな見直しは行われていないが、今年度から当事者の意見を踏まえながら見直しが進められており、令和 7 年度以降は取組内容が大きく変わっている。現在は総合的な不登校支援として取り組まれており、例えばフリースクール利用に係る初期費用への補助などが開始されたと聞いている。
委員	学校教育課の所管であることは理解しているが、幼児教育に携わる立場からすると、事業内容が分かりにくく、実態も見えにくいと感じる。子どもや保護者が悩みや不安を抱えた際の相談先の一つとして、スクールソーシャルワーカーやスクールカウンセラーが重要な役割を担っていると思う。そこまでたどり着けていないケースもあるため、相談窓口や支援の流れなど、事業内容を分かりやすく示

	してもらえるとありがたい。 （２）久留米市子どもの貧困対策推進計画の総括について 〈資料１、３について事務局説明〉 〈質疑応答〉
委員	スクールカウンセラーの業務内容は理解できるが、「スクールソーシャルワーカーの体制強化」とあるが、具体的にどのような業務を行っているのか伺いたい。
事務局	スクールカウンセラーは児童や保護者の心理面のケアを担うが、スクールソーシャルワーカーは、例えば多動傾向のある児童への支援において、心理面だけでなく家庭環境にも働きかけながら支援を行う役割を担っている。両者の違いが分かりにくいというご意見については、教育委員会へ伝えたい。
委員	スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーについて、「配置１校区」や「令和６年６月から１校区」と記載されているが、現在は各学校に配置されているわけではないのか。また、今後の配置拡充の予定や、配置されていない学校の児童・保護者が相談したい場合の対応について伺いたい。
事務局	現在は、牟田山中学校校区及び良山中学校校区で拠点校配置を行っている。それぞれの中学校区内を担当する体制となっているが、具体的な配置状況までは把握していない。 今後の配置については教育委員会の所管となるが、令和３年度に牟田山中学校校区、令和６年度に良山中学校校区へ配置した状況を踏まえ、今後の拡充について検討されているものと認識している。本会議でもスクールソーシャルワーカーの拡充を求める意見が出ており、その旨は教育委員会へ伝えている。
委員	中学校区２か所のみの配置とのことだが、それ以外の学校で相談したい場合はどのように対応するのか。また、スクールカウンセラーは各学校に配置されているのか、それとも複数校を巡回しているのか伺いたい。
委員	スクールカウンセラーは相談対応を行い、スクールソーシャルワーカーは家庭への支援も含めた支援を行うという役割の違いがある。 スクールカウンセラーは各学校に配置されているが、常駐ではなく、市内の小・中学校を巡回し、保護者や児童・生徒からの申込みに応じて相談対応を行っている。スクールソーシャルワーカーは人数が限られており、教育委員会を拠点として、学校からの要請に応じて支援を行っている。 以前、私の子どもが不登校で、担任から声かけがあり利用した。スクールカウンセラーには市雇用と県雇用があり、学年でカウンセラーが変わるため、継続的

	な相談が難しいケースもある。
委員	学校を通じて相談につなげる仕組みということか。
委員	そのとおりである。
委員	資料9ページ下から2つ目の「子ども自身の相談対応」について、Chromebookを活用したメール相談とあるが、Chromebookは授業で使用する事が多く、休み時間など自由に利用できる時間は限られている。そのような中で、子どもがどのようにメール相談を利用するのか。また、実際の利用状況や、子どもが自分の気持ちを文章で表現できるのかについて伺いたい。
事務局	子ども自身の相談対応については、毎年、夏休み前に市内の学校へ相談窓口を案内するカードを配布している。相談手段を増やすため、今年1月からChromebookを活用したメール相談を開始した。相談件数は数件程度である。 Chromebookの利用方法は学校ごとに異なるため、十分な時間を確保して相談できるかどうかについては、学校ごとの運用状況によるものと考えている。 （3）子ども・子育て支援事業計画における乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）の代用計画の策定について 〈資料4について事務局説明〉 〈質疑応答〉
委員	令和8年1月から先行実施される予定だが、対象者への案内はいつ頃行うのか。また、申込方法や今後の流れについて伺いたい。令和8年4月から本格実施されることも踏まえ、乳幼児を育てる家庭にどのように周知していくのか。
事務局	先行実施施設については、本事業の認可が必要であり、現在、認可申請を受理中で、今後審査をする段階である。認可後、来月中旬頃を目途に事業実施を公表し、実施施設や利用定員などの詳細を周知する予定である。情報発信は、市ホームページや公式LINEなどを活用したいと考えている。 事業開始は1月中下旬を想定しており、その1か月前までには市民へ周知したい。 利用申込みについては、国が整備する共通システムを利用する。保護者がスマートフォンから申請し、市が対象要件を確認した上でアカウントを付与する。その後、保護者が利用施設を選択し、まず施設との面談を予約する。面談後、利用日時を調整し、当面は週1回程度、2～4時間の定期利用を想定している。
委員	実施施設は公募により募集し、市が認可する仕組みとのことだが、実施施設に

	対する財政的な支援はあるのか。
事務局	実施施設には、保護者の利用者負担金とは別に、国の基準に基づく委託料を市から支払うこととしている。
委員	現在、一時預かり事業を実施しているが、保護者は不安を抱えながら利用することも多い。分かりやすい周知に努めてほしい。また、施設との面談は必ず対面で行う必要があるのか。
事務局	面談は対面で実施することとしている。
委員	面談が必要となると利用のハードルが高く感じられる。利用希望者が円滑に利用できるよう、保護者の立場に立った制度運営をお願いしたい。 また、新たに子どもが受け入れられることで、在園児や保育士への負担も考えられるため、安全面などにも十分配慮してほしい。
委員	資料「久留米市乳幼児等通園支援事業実施計画（案）」の【幼児教育・保育施設との連携等】にある「乳幼児等通園支援事業の利用終了後の受入れ枠の確保に努める」とは、どのような意味か。
事務局	本事業の対象は満3歳未満の児童であるため、利用終了後も、満3歳以降に幼児教育・保育施設へ円滑に移行できるよう、受入れ体制の確保に努めるという趣旨である。 また、3歳未満であっても、保護者が就労する場合などは通常の保育施設の利用につながるため、引き続き必要な人員体制や施設環境の確保に努めていく。
委員	利用年齢終了後も、できる限り同じ園で継続して利用できるようにするという趣旨か。
事務局	こども誰でも通園制度を利用した園へ引き続き通園する場合もあるが、通常の保育施設として別の園へ入所する場合もある。利用した園への継続利用に限定するものではない。
委員	小規模保育事業所では2歳児までの受入れとなるため、その後の受入れ先の確保も課題である。また、子どもの数が減少する一方で、保育士不足により受入れができない状況もある。安心して子どもを受け入れるためには、人材確保も併せて進める必要がある。久留米市が子育てしやすいまちとなるためにも、処遇改善だけでなく、保育の魅力ややりがいを発信するなど、市独自の人材確保策についても検討してほしい。

委員	3 その他 〈質疑応答〉 4月時点では待機児童ゼロとなっているが、年度途中に育児休業から復帰する際など、希望する時期に入園できない家庭もある。保育士不足も課題となっており、待機児童ゼロという数字だけでは実態を十分に表していない。 また、こども誰でも通園制度をはじめとする子育て支援の充実により、久留米市で子育てしたいと思う人が増えるよう、引き続き子育て支援施策の充実をお願いしたい。
委員	保育士不足については、人材確保が課題となっている。医療分野でも同様に人材不足が課題となっており、養成校の学費負担が進路選択の障壁になっていると聞く。保育士養成について、奨学金返済支援制度の内容を伺いたい。
事務局	保育士を対象とした奨学金返済支援事業を実施しており、今年度は昨年度より申請件数が増加している。施設の協力も得ながら制度の周知を進めており、この制度をきっかけに久留米市内の保育施設への就職を決めたという声もある。今後も制度の周知を図り、活用を促進していきたい。
委員	貧困対策については、経済的な支援だけでなく、保護者や子どもの心理的な負担にも目を向ける必要がある。不登校などをきっかけに保護者が就労を継続できず、経済的・精神的な負担を抱える家庭もある。また、子どもの体験活動に係る費用も、一般的な収入の家庭にとっても負担となる場合がある。そのような実態にも配慮した支援を検討してほしい。 また、こども誰でも通園制度の開始に当たっては、保育士不足への対応も重要である。制度の充実と併せて、保育現場を支える人材確保や子育て支援全体の充実を進めていただきたい。 子育て支援制度への理解が深まった。制度の周知に協力するとともに、今後も子育て支援施策のさらなる充実を期待する。
	4 閉会